

**目黒区男女平等・共同参画
オンブーズ(苦情処理機関)**

年 次 報 告

令 和 元 年 度

目 黒 区

目黒区男女平等・共同参画オンブーズとは・・・

平成14年に制定された「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」に基づき、同年に設置された機関です。「オンブーズ (ombuds)」は、「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語に由来します。

男女平等に関わる人権侵害（性による差別、セクシュアル・ハラスメントなど）や、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての苦情などの申出を適切かつ迅速に処理する、独立した機関（苦情処理機関）です。

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

任 期	平成30年5月20日～令和2年5月19日まで
オンブーズ	浅倉 むつ子（早稲田大学大学院教授）
	市川 静代（弁護士）

令和2年4月28日

目黒区長 様

目黒区男女平等・共同参画オンブズ

浅倉 むつ子

市川 静 代



「令和元年度目黒区男女平等・共同参画オンブズ年次報告」について

目黒区男女平等・共同オンブズに関する要綱第8条第1項に基づき、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

以 上

令和元年度事業運営状況報告

1 相談・申出（注）件数とその内訳

令和元年度の相談・申出件数はいずれもゼロであった（別表参照）。

2 令和元年度についての感想

相談・申出ともにゼロであり、十分に活用されているとは言えない状況にあることは残念である。男女平等・共同参画の社会づくりを推進するための身近な機関として、より認知・活用されることを期待したい。

以 上

（注）目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

申出

区民が、条例第22条に定める事項について、相手方への必要な調査等の申出をすること。

第22条

区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

■ 相談・申出件数

1 相談日

火～金曜日の9時～17時の間で、相談者の希望を聞き、柔軟に対応している。
オンブーズ特別相談を実施(令和元年12月19日)

2 相談件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 申出件数及び申出処理状況

(1) 申出件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 申出処理状況 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審議会への要求														0
是正勧告														0
是正要請														0
意見の表明														0
調査を行わない旨の通知														0
その他														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 その他

事務局対応の問い合わせ等 0 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応問い合わせ													0



新型コロナのパンデミック危機のなか、多くの困難に直面されているみなさまにお見舞いを申し上げます。男女共同参画やジェンダー平等問題は遠いことと思われるかもしれませんが、4月6日に、この時期だからこそジェンダー視点が重要であると、「G7ジェンダー平等評議会」(G7に集まる関係国首脳たちに勧告するジェンダー専門家集団)が「声明」を出しました。非常に大切なことなので、ご紹介します。新型コロナ危機は、とくに女性に大きな危機をもたらしています。世界の医療・社会福祉サービス従事者の70%、営業停止された零細業種の低賃金就労者の大半が女性だからです。また、外出制限により家庭内暴力が顕著に増加し、性と生殖の権利は劇的に悪化し、紛争地や難民キャンプで最悪の条件で女性がウィルス感染にさらされているからです。「声明」は、緊急課題として、①医療やソーシャルワーカーの支援措置、②DV被害者の保護措置、③ジェンダー平等が教育の中心にすえられること、④性と生殖に関する保健サービスの保障、⑤介護や家事の半分を男性も担うようなメッセージの発出、⑤危機に関する男女別データの提供などを提言しています。日本各地でも、この声明にそってすべての政策が進むことを期待します。

浅倉 むつ子



一年をふり返って



新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の脅威の中で、大変な生活を送っていらっしゃると思います。浅倉先生もご指摘のように、女性をめぐる問題も増加しており、様々な施策やこれを受けるための支援が求められています。

そんな中、東京都の「オリンピック憲章にうたわれている人権尊重の理念の実現を目指す」条例の制定に伴い、目黒区の条例が改正されました。そして、これまでの男女の性別による差別的取扱いの解消に加え、いわゆる性的マイノリティに対する差別的取扱いの解消を目指す旨の規定が盛り込まれました。2015年の電通の調査では性的マイノリティの比率は人口の約7.6%とされています。性的指向(恋愛等の対象となる性別についての指向)や性自認(自己の性別についての認識)は多様であり、各自の抱えるニーズも多様であることから、まずは、当事者の話によく耳を傾けること、個人情報をも秘密に保つことが大切、という専門家の指摘があります。多様性を尊重する取り組みは、社会や企業などの持続可能性という観点からも、ますます重要になっています。

オンブズがこれからも条例の目指す、男女平等共同参画・性の多様性を尊重する社会作りの一助になればと考えます。

市川 静代



■目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

（申出の範囲）

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- （1）裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- （2）法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- （3）区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- （4）オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第23条 オンブーズは、次に掲げる事項をつかさどる。

- （1）前条第1項の規定による申出に係る審査
- （2）前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- （3）前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- （4）前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。

4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

■相談・申出のながれ

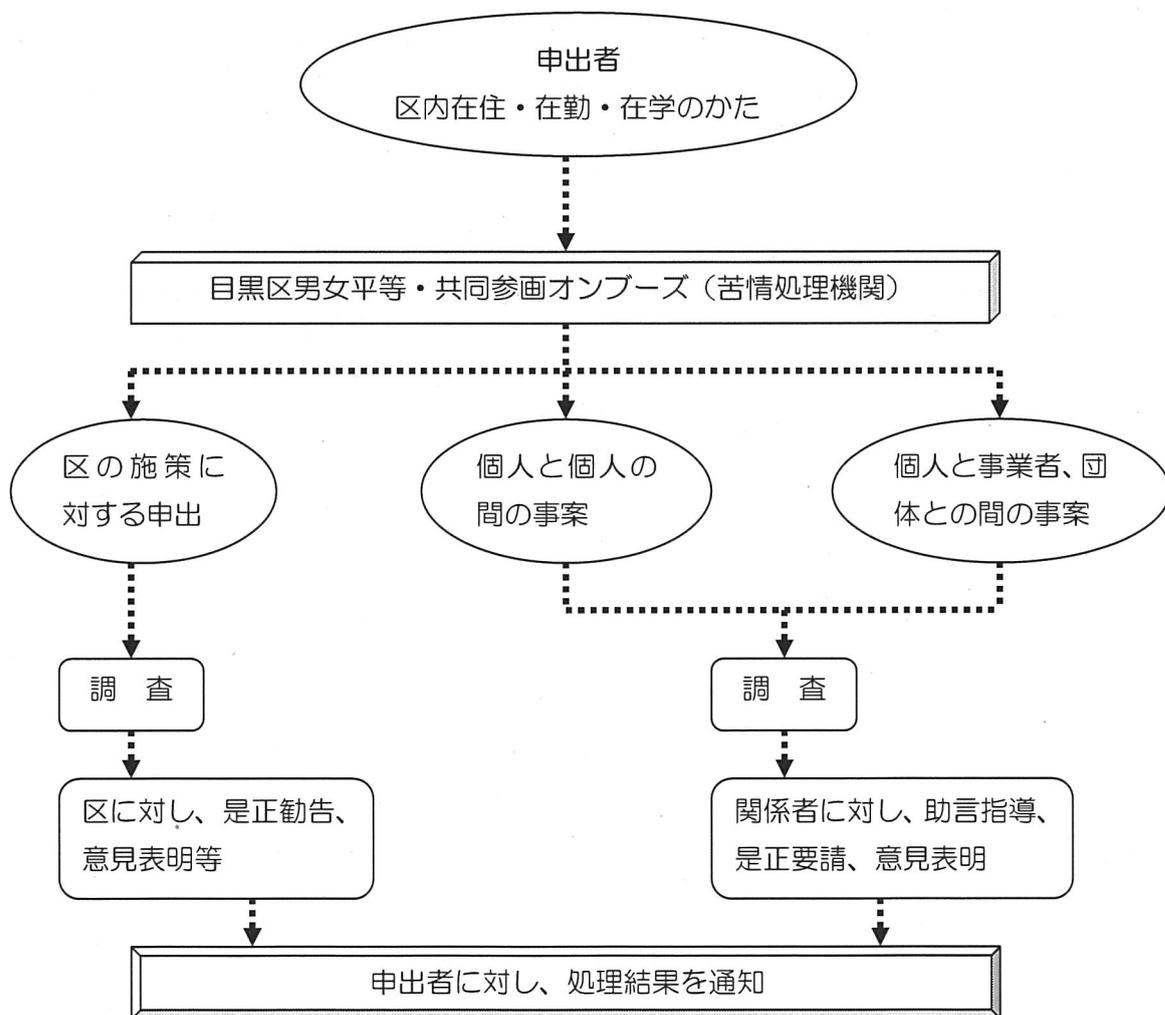
相談、申出は無料です。プライバシーは厳守します。

【相談日】 ご希望に応じ、柔軟に対応いたします。

【場所】 男女平等・共同参画オンブーズ室（目黒区総合庁舎本館1階）

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ事務局
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

電話：5722-9601 FAX：5721-8574



※ 申出の内容により、必要に応じて、目黒区男女平等・共同参画審議会に対して調査及び審査を要求することができます。

※ プライバシーは厳守します。

一人で悩まず、ご相談ください。

申出者は太線内の※の部分をご記入ください。

男女平等・共同参画オンブーズ申出書

年 月 日

男女平等・共同参画オンブーズ あて

※申出者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
区内の連絡先 _____

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第22条の規定に基づき、次の事項について、相手方への必要な調査等及び処理を求めるため、申出者本人への必要な調査に同意し、申出します。

この申出に必要な調査等を行う際に、目黒区男女平等・共同参画オンブーズが私の氏名を申出の相手方に告知することについて ※（同意します・同意しません）。

※申出事項（いつ、どこで、だれが、どのようなこと）を記入してください。

※この申出事項について他の相談窓口等のご利用状況を記入してください。

- ①利用していない
- ②利用したことがある（ 年 月ごろ 制度・機関名 ）
- ③現在、利用している（制度・機関名 ）

オンブーズ確認欄（この欄には何も記入しないでください。）

- 1 区民確認方法 【 】
- 2 申出除外事項の該当確認 【 】

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

受付番号	收受年月日	調査開始・しない決定日	通知年月日	担当オンブーズ

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（苦情処理機関）年次報告
令和元年度

令和2年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区総務部人権政策課男女平等センター係
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

目黒区中目黒二丁目10番13号

電話：03-5721-8570

FAX：03-5721-8574